

一九世紀末から二〇世紀初頭のドイツにおける

シンティ・ロマ概念の変遷

——百科事典と内務省史料を手掛かりに——

大谷 実

1 はじめに

本論に入る前にまず本稿における用語について説明しておく。シンティ・ロマとは「ジプシー」(英語: Gypsy)、「ツイゴイナー」(ドイツ語: Zigeuner)などと呼ばれた人びとのドイツにおける呼称である。二〇一〇年に邦訳された『ナチス体制化におけるシンティとロマの大量虐殺——アウシュヴィッツ国立博物館常設展示カタログ』によれば、「ジプシー」「ツイゴイナー」といった呼称は蔑称であり「悪の代名詞」として用いられることが多い^①ため、大半のシンティ・ロマはこうした呼称を差別語とみなし、拒絶している。このため現在のドイツにおいてはシンティ・ロマという名称を用いることが一般的となっている^②。以上の背景を鑑みて、本稿では原則としてシンティ・ロマという表現を用いる。ただし、今回検討対象とする歴史史料では「ツイゴイナー」といった表記が登場するため、史料からの引用や当時の機関名等に限ってのみ「ツイゴイナー」という呼称を鍵括弧付で使用することとする。

中世後期以来ヨーロッパで生活を営んでいたシンティ・ロマを巡る

状況は、一九世紀末のドイツにおいて一つの転機を迎えた。一八九九年、ミュンヘンのポリツアイ(王立警察本部)にシンティ・ロマの個人情報収集する機関「ツイゴイナー情報局」Zigeunernachrichtendienstが設置され、同機関を中心とした情報網が構築されていったのである^③。一九〇五年には、同機関は蓄積した個人情報編纂したポリツアイ関係者向けの小冊子『ツイゴイナー・ブック』Zigeunerbuchを発行し、バイエルンを中心に配布するなど、ミュンヘンのポリツアイはシンティ・ロマの情報の収集と伝達に注力するようになっていった^④。そして一九一一年二月一八・一九日、バイエルンの召集に応じたドイツ諸邦国の内務省関係者がミュンヘンに集い、「ツイゴイナー禍の撲滅」Bekämpfung der Zigeunerplageを目的とした会議「ツイゴイナー・カンファレンス」Zigeunerkonferenz(以下「カンファレンス」と表記)が開催され、ドイツにおける共通の「ツイゴイナー」政策、すなわちシンティ・ロマに対する統一的な管理規定を巡って協議が行われた。このようにドイツでは一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてシンティ・ロマの情報管理を基盤とした統一的な政策が模索されるようになっていったのだ

3 一九世紀から二〇世紀初頭のドイツにおけるシンティ・ロマ概念の変遷

が、その際争点の一つとなったのは誰をシンティ・ロマと見なすのか、つまりシンティ・ロマ概念を巡る議論であった。これは当時の「ツイゴイナー」政策の対象とされたのはいかなる人びとであったのか、その射程を測る上で重要な問題である。

こうしたシンティ・ロマ概念をめぐる問題に着目したのがオランダの研究者L・ルカーセン (LUCASSEN, Leo) である。ルカーセンは、ポリツアイ関連史料に基づく研究によって一九世紀末以降のドイツにおけるシンティ・ロマ概念の二面性を指摘した⁵⁾。すなわち、一方では学問を中心として肌の色などに基づく生物学的・人種主義的特徴が強くなり、シンティ・ロマは「人種」と見なされるようになったが、他方ではポリツアイのシンティ・ロマに対するレッテル貼りは身元不明なもの・一定の住居を持たないものなどふるまいに基づくものであり、こうした人びとを取り締まる保安活動を目的とした概念であったと主張した。このようにルカーセンは学問におけるシンティ・ロマ概念とポリツアイにおけるシンティ・ロマ概念を区別し対置して説明しており、後者の概念の指摘により「ツイゴイナー」政策の射程が従来考えられていた民族・人種的なものだけにとどまらない拡がりを持つていたことを明らかにした。

こうしたポリツアイを中心としたルカーセンの研究に対し、先に触れた「カンファレンス」をはじめとして内務省を中心に展開されていた「ツイゴイナー」政策におけるシンティ・ロマ概念に着目したのがM・ツインマーマン (ZIMMERMANN, Michael) である。ツインマーマンは、一八七一年から一九三三年にかけてのドイツの「ツイゴイナー」政策におけるシンティ・ロマ概念が、生活様式などのふるまいに基づく概念と民族的・人種的な概念の双方から成り立っており、両概念が混在し、せめぎあいながら政策とその実施に影響を及ぼしていたことを指摘

した⁶⁾。このことは、当時の「ツイゴイナー」政策がルカーセンの強調したようなポリツアイ的な保安活動の意向だけに基づいて推進されていなかったことを示している。

ツインマーマンの指摘は、当時のドイツの「ツイゴイナー」政策において(矛盾するとも思われる) 両概念が並存していたことを物語っている。しかしながらツインマーマンの研究では、このような状況がいかにして可能となったのかについては考察されていない。そこで本稿では、『ツイゴイナー』政策におけるシンティ・ロマ概念が、当時の社会に普及していたそれと一定の親和性を有していたため、両概念の並存が可能となったのではないか」という問いを立て、この問題について考えていきたい。具体的には当時の百科事典に見られるような社会に広まっていたシンティ・ロマ概念の特徴と、「ツイゴイナー」政策に関わっていた内務省関係者におけるそれとを対照させることで、この問いについて考察していこうと思う。

本稿の構成であるが、まず一九世紀末から二〇世紀初頭までに発行された『マイヤース百科事典』(第三版・一八七八年、第四版・一八九〇年、第五版・一八九七年、第六版・一九〇八年、第七版・一九三〇年。以下それぞれ第三版、第四版、第五版、第六版、第七版と表記)における「ツイゴイナー」の記述を分類の上、そこに確認できる一貫性(確定された概念)と差異(変化する概念)を手掛かりに、当時の社会に普及していたシンティ・ロマ概念の変遷を追い、その特徴を捉える⁷⁾。次にドイツ各邦国の内務省関係者が「ツイゴイナー」政策を協議するために出席した「カンファレンス」関連史料二点①「ツイゴイナー禍の撲滅にかんする覚書」②「一九一一年二月一八・一九日 バイエルン王国内務省におけるツイゴイナー禍の撲滅にかんする会議の議事

録」(以下それぞれ『カンファレンス覚書』『カンファレンス議事録』と表記)を手がかりに、内務省関係者におけるシンティ・ロマ概念の特徴を明らかにする⁸⁾。最後に両概念を対照させ、先の問いについて考察していく。本作業によって、一九世紀末から二〇世紀初頭のドイツにおける「ツイゴイナー」政策において当時のシンティ・ロマにかんする一般的な「知見」が果たした役割について考えることができるだろう。

2 百科事典におけるシンティ・ロマ概念の変遷

ここでは一九世紀末から二〇世紀初頭に発行された百科事典『マイヤース百科事典』における「ツイゴイナー」の記述を分類し、そこに確認できる一貫性(確定された概念)と差異(変化する概念)を手掛かりに、当時のドイツ社会に広まっていたシンティ・ロマ概念の変遷を検討していくことで、その特徴を捉える。

第三版〜第七版における記述

まず、第三版から第七版までの記述を項目ごとに分類の上、訳出する。

(A) 出自について

①「ツイゴイナーの言語の核となっている部分に着目すると、この言語がインドヨーロッパ系であることは疑いようもなく、サンスクリット語と関連してもいるのである……こうした言語についての説明によれば、この民族の故郷がインドに求められることは明らかである」(第三版：S.999-1000；第四版：S.903)。

②「インド出自であることは一般的に認められている」(第五版：S.1022)。

③「インド出自であることは一般的であり、当然のことと認められている」(第六版：S.924)。

④「故郷はインドである」(第七版：S.1786)。

(B) 言語について

⑤「筆者注：「ツイゴイナー」の言語に認められるサンスクリット語との関連性といった）ツイゴイナー全員に共通しているこうした核が、長期にわたって各地の民族のもとにとどまり、彼らの言語の一部と混ざり合った結果、その方言の総数はヨーロッパにおいておよそ二三種類ほど認められる」(第三版：S.999；第四版：S.903)。

⑥「西アジアとヨーロッパ全土での放浪の過程において、係わり合いを持ったあらゆる民族 *alle Völker* の言語の構成要素をツイゴイナーは採り入れ、それによってさまざまな方言を形成した……このような方言の形成にとつて、諸国の盗人たちの言葉は無関係ではなかった。そしてまた、ツイゴイナーらはヨーロッパの盗賊たちの隠語を習得することも多かったのである」(第五版：S.1023；第六版：S.926)。

⑦「西アジアとヨーロッパ全土での放浪の過程において係わり合いを持ったあらゆる民族の言語の構成要素をツイゴイナーは採り入れ、それによってさまざまな方言を形成した。さまざまな国 *Nation* で形成されたこうした方言については盗賊たちの隠語との交換が行われもした」(第七版：S.1787)。

(C) 生業について

⑧ 「全員が物乞いに従事しており、窃盗はとりわけ女性と子供によってなされる。公然とした路上強盗はほとんど例がない」。「職業については、釘、蹄鉄、口琴（筆者注：口に咥えて音を奏でる楽器の一種）などの金具師が最も多い。そして彼らは葉缶、平鍋、鍋を修理したり、木製の家具を製作したり、金の洗鉢をおこなったり、熊使いであったりするのである。悪だくみの機会の多い馬の売買人が各
国で最も好まれている職業である……」（第三版：S.1000；第四版：S.904）。

⑨ 「彼らは物乞いと盗みによって生計を立てることを最も好む。とはいえ、彼らは非凡で熟練した鉄と銅の鍛冶師である。……年老いた女性は古い師であり、少女はすぐれた踊り子である。不道徳であることへの非難は、もっぱら各地のツイゴイナーにたいして行われる」（第五版：S.1024）。

⑩ 「物乞い、盗み、動物を用いた詐欺的な治療などによって生計を立てることを最も好む。とはいえ、彼らは非凡で熟練した鉄と銅の鍛冶師である。……年老いた女性は古い師であり、少女はすぐれた踊り子である。不道徳であることへの非難は、もっぱら各地のツイゴイナーにたいして行われる」（第六版：S.926）。

⑪ 「ツイゴイナーは物乞いと盗みに熟達している。女性は古くに、娘は踊りに熟達している。男性は熟練した鍛冶師、鑄掛屋、針金細工師、木版師、家畜の売買人でもある」（第七版：S.1787）。

(D) 居住地域

⑫ 「ツイゴイナーは例外的に一定の居住地に留まることもある。そのさ

い、彼らの住まいは居住地域のはずれ *Ende des Ortes* である。放浪者たちはもっぱら生を受けた土地のなかでのみ移動し、出生地を離れる際はまたそこに帰ってくることを考えに入れているのである」（第三版：S.1000；第四版：S.904）。

⑬ 「ヨーロッパ全土、アジアの大部分、北アフリカに分布して生活している」（第三版：S.999；第四版：S.903）。

⑭ 「ヨーロッパからあふれ出た彼らは他の大陸へ流入した」（第五版：S.1022；第六版：S.925）。

⑮ 「ヨーロッパのほぼ全域、アジアの大部分に分布し、アフリカ・アメリカでも確認できる」（第五版：S.1022；第六版：S.924）。

⑯ 「彼らはヨーロッパから他の大陸へと広がっていった。一九〇六年から一九一一年のあいだに東南ヨーロッパからドイツ全土、果てはイギリスまで（筆者注：「ツイゴイナー」流入の）波が生じた。（筆者注：第一次）世界大戦以降、ツイゴイナーはドイツにおいて再度活発さを増してきている」（第七版：S.1787）。

(E) 居住人口

⑰ 「ヨーロッパにおけるツイゴイナーの人数はおそらく七〇万人以上だろう。そのうち五〇万人がトルコ、一五万六〇〇〇人がオーストリア君主国に分布している」（第三版：S.1001；第四版：S.904）。

⑱ 「ガイド・コアラ Guido Cora の報告によれば、現在ヨーロッパ各国で居住しているツイゴイナーの数は次の通りである（筆者注：表I参照）。その他のヨーロッパ諸国に居住しているツイゴイナーは少なくとも九〇万五〇〇〇人である」（第五版：S.1022；第六版：S.925）。

表1…ヨーロッパにおける居住人口数一覧

国名(括弧内は調査年)	人口(人)
1 ルーマニア	250,000
2 ハンガリー(一八九三)	169,906
3 ジーベンヴェルゲン(一八九三)	105,034
4 トルコ	67,000
5 ロシア	58,000
6 ブルガリア	50,000
7 スペイン	40,000
8 セルビア	34,000
9 イタリア	32,000
10 ボスニア	18,000
11 オーストリア	16,000
12 ポーランド	15,000
13 イギリス	12,000
14 ギリシャ	10,000
15 デンマーク・オランダ	6,000
16 ドイツ	2,000
17 フランス	2,000
18 スウェーデン・ノルウェー	1,500

出典：『マイヤース百科事典』(第五版) S.1022をもとに筆者作成。

①⑨ 「ドイツについて報告された数字のうちのいくつかは、いくぶん大きすぎるものであるが三万人ともされている。事実、長年に渡って多くの場所で彼ら(筆者注：「ツイゴイナー」)の痕跡がみられないのである。(東西両方の)プロイセン全土において、一一〇〇人も確認されていくのである」(第五版：S.1023;第六版：S.925)。

②⑩ 「ツイゴイナーが人口調査を逃れているため、各国は人数をまだ確定できていない。彼らの総数についての報告では、(筆者注：その数値は)一〇〇万から五〇〇万のあいだを揺れ動いており、その大半はヨーロッパ東南に住んでいる」(第七版：S.1786)。

(F) 定住政策

②⑪ 「ハンガリーとロシアだけが第二の故郷である。マリア・テレジアとヨーゼフ二世は、抑圧されていた者を人間的に扱い、入植させたことによって大成功を収めたのであるが、一七八八年、スペインのカルロス三世は同様の試みを行ったものの、同様の結果とはならなかった。それに対してポーランドでは一七九一年に政府が望んでいたこと全てが達成された」。「ロシアでは法の制定によって彼ら(筆者注：「ツイゴイナー」)が異邦人 *Fremde* ではなく帝国臣民 *Reichsbürger* と見なされているが、近年定住化を強制したため、ルーマニアとブルガリアへ移住したのも多い」(第五版：S.1023-1024;第六版：S.925-926)。

②⑫ 「ハンガリーとロシアだけが第二の故郷である。マリア・テレジアとヨーゼフ二世は、抑圧されていた者を人間的に扱い、入植させたことによって大成功を収めたのであるが、一七八八年、スペインのカルロス三世は同様の試みを行ったものの、同様の結果とはならなかった。それに対してポーランドでは一七九一年に政府が望んでいたこと全てが達成された」(第七版：S.1788)。

②⑬ 「ルーマニアのツイゴイナーは(かつて彼らは君主、修道院、あるいは私有の農奴であった)その(筆者注：一八五五年の農奴)解放以降絶えず増大している」(第五版：S.1022-1023;第六版：S.925)。

②4 「一八五五年、ワラキア全土において農奴が解放されたため、ルー

ニアでのツイゴイナーの境遇は改善された」(第七版：S.1788)。

②5 「一九〇六年の通達によってプロイセンはツイゴイナーの定住を促進した」(第七版：S.1788)。

(G) 生活様式

②6 「ツイゴイナーの住まいは粗末なテントであり、彼らはそれを貧相な馬にひかせた馬車で常に持ち運んでいる(トルコとイタリアでは驢馬の場合も)。定住のツイゴイナーは粘土と木枝でできたきわめて粗末なあばら屋あるいは藁の屋根で覆われた深い穴に住むことが多い」(第五版：S.1024；第六版：S.926)。

②7 「ツイゴイナーの住まいはテントであり、彼らはそれを馬にひかせた馬車で常に持ち運んでいる(トルコとイタリアでは驢馬の場合も)。(筆者注：テントではなく)その馬車自体が住まいとなる場合もある。定住のツイゴイナーは粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋あるいは藁の屋根で覆われた深い穴に住むことが多い」(第七版：S.1787)。

(H) 民族性

②8 「不可思議な放浪民族」(第三版：S.999；第四版：S.903)。

②9 「不可思議な放浪民族」。「留保つきとはいえ、ツイゴイナーは民族学の上でアーリア人に数えられる混淆民族だろう」ともいわれている」(第五版：S.1022-1023)。

③0 「放浪民族」。「留保つきとはいえ、ツイゴイナーは民族学の上でアーリア人に数えられる混淆民族ともいわれている」(第六版：S.924、

926)。

③1 「放浪民族」。「人類学的観点について。留保つきとはいえ、ツイゴイナーはアーリア人に数えられる混淆民族である」(第七版：S.1787)。

以上の記述について、一貫性と差異を手掛かりに分類を行ったところ、次のような特徴が確認できた。

まず、①～④の記述から「インド出自」という見解が常に一定していることが確認できる。この点についてはいずれの版においても大きな差異は見いだせず、その認識は一貫していたと考えられる。

次に言語にかんする叙述を追っていくと、第四版⑤までは「放浪した各地に居住する諸民族とかわりあうことによって当地の言語が混入した結果、多様な方言を形成した」という説明が行われている。しかし、第五版⑥ではこうした説明にとどまらず「ヨーロッパの盗賊たち」とシンティ・ロマの言語を通じた関係性が示唆されるようになる。第七版⑦になると、「さまざまな国で形成された」彼らの方言においては「盗賊たちとの隠語交換」が行われていたと指摘されており、両者の「協力関係」が示唆されることがわかる。以上から、「放浪の過程で現地の人びとと係わりあいながら方言を形成した」という概念の一貫性が見出せる一方で、第五版以降シンティ・ロマは盗賊たちと同列視されるようになり、言語的見地から犯罪者集団と結びつけられ、問題視されていたのと考えられる。では、彼らの生業についてはどのように説明されていたのだろうか。

生業については、第四版⑧では「物乞い」「窃盗」「悪だくみの機会が多い馬の売買人」、他方では「金具師」や木工などに従事していることが強調されている。第五版以降⑨⑩になると「鍛冶師」とい

った金属加工の技術などに熟練しているという積極的な見方が現れるようになる。さらに第七版⑩ではその熟練性が「占星術」や「踊り」のみならず、「物乞い」「盗み」といった非生産的・犯罪的行為にも付与されていることがわかる。

以上を整理すると、シンティ・ロマは生業にかんして一方では「物乞い」「窃盗」といった非生産的・犯罪的行為と、他方では金属加工などの生産活動と常に結び付けられていた。つまり、彼らの生業を巡っては否定的な評価と積極的な評価の双方が一貫して存在していたといえる。こうした見方に基づいて、第五版の発行された一八九〇年代以降、まず金属加工などの積極的・生産的な行為において、次に「盗み」などの非生産的・犯罪的行為において熟練性を付与されるようになっていき、それぞれにおいて専門的な技能を有すると見なされるようになっていったと考えられる。

移動範囲や居住地域にかんする叙述については、次のような変化が見られた。第四版⑨ではシンティ・ロマの移動範囲は「出生地を基点とした限定的なもの」として認識されているのだが、第五版⑭になると国境あるいは大陸を越えて移動する存在として概念化されていることがわかる。これに伴い、その居住地域も第四版③「ヨーロッパ・アジア・北アフリカ」から第五版⑮「ヨーロッパ・アジア・アフリカ・アメリカ」となっており、アメリカが追記されていることがわかる。すなわち、第五版の発行された一八九〇年代以降、シンティ・ロマの移動範囲の記述は「出生地を基点とした限定的なもの」から「国境・大陸を越えたもの」へと変化しており、「世界中を移動する存在」として概念化されていたと考えられる。こうした状況認識において、居住人口にかんしてはどのように記述されているのだろうか。

居住人口について整理すると、第四版⑩ではヨーロッパ全体ならびにトルコ・オーストリアについてのみ居住人口統計が示されており、ヨーロッパ全体で七〇万人以上、そのうち五〇万人がトルコ（当時はオスマン帝国としてバルカン半島まで進出）、一五万六〇〇〇人がオーストリアとなっている。その人口がトルコ・オーストリアに集中しており、シンティ・ロマは主にトルコやオーストリアといったヨーロッパの東部に住むと認識されていることがわかる。しかし、第五版になると⑯でみられるようにヨーロッパ各国の居住人口統計（表Ⅰ）が付け加わってきているのとどまらず、⑰で記述されているようにドイツ国内の居住人口を巡って諸説あることまで言及されている。ヨーロッパ全体の数値が少なくとも九〇万五〇〇〇人、そのうちルーマニアが二〇五万人、ハンガリーがおよそ一七万人、ドイツが二〇〇〇人、フランスが二〇〇〇人となっていることから、まずヨーロッパ全体の総数が増加していると認識されたこと、そしてシンティ・ロマはドイツやフランスなどの西欧諸国でも一定の人数がいるものの、ルーマニアやハンガリーなどの東ヨーロッパ諸国に遍在していると認識されることがわかる。しかし、第七版になると記述は一変する。⑱で確認できるようにシンティ・ロマの総数については記述が確認されるものの、第五版のような各国毎の居住人口統計がすっかり姿を消してしまっているのだ。それはシンティ・ロマが「人口調査を逃れている」ため国ごとの統計的捕捉ができていないからだという。

以上のことから、第五版の発行された一八九〇年代以降、シンティ・ロマのヨーロッパ全体の総居住人口の数値が増加したのと呼応するように、トルコやオーストリアといったヨーロッパ東部のみならずヨーロッパ全体に彼らが一定数居住していると認識されるようになってい

たと考えられる。しかしながら、第七版では各国の領域内で「人口調査を逃れている」存在として認識されるようになっており、各国国内においてシンティ・ロマの生活様式が問題視されるようになったことが伺える。この点について、各国ではいかなる措置が講じられていたのだろうか。各国の定住政策についての記述をみてみよう。

各国の定住政策については次のような変化が確認された。第四版までは定住政策についての記述自体存在しなかったが、第五版②③になるとハンガリー・ルーマニアなど東ヨーロッパ諸国を中心とした定住政策について言及されるようになってきている。こうした傾向は先述した居住人口統計の数値と呼応している。すなわち、⑩の表Iでみられたような「シンティ・ロマが西欧に比べて東欧に遍在している」という統計上の傾向と、西欧ではなく東欧諸国を中心に定住政策を紹介する傾向は、軌を一にすると行ってよいだろう。しかしながら第七版②④では、ルーマニアの記述は残るものの第五版②で具体的に説明されていたロシアの定住化について紙幅が狭められ、代わってドイツにおける定住政策⑤が登場してきている。こうした変化を考える上で手がかりとなるのは、第七版⑥の記述である。ここで示されているドイツを含めた西ヨーロッパ諸国にむけてシンティ・ロマ流入の「波」が生じたという認識。こうした認識は同時に、流入によって彼らの「ドイツにおける居住人口が増大する」という見方を含んでいる。西ヨーロッパであるドイツの定住政策が記述されるようになった背景には、こうした認識の変化があったのではないだろうか。

定住政策にかんする記述内容②④～⑥を見てみると、定住政策は農奴などの抑圧状態にあったシンティ・ロマが「解放」されるプロセスとして説明されていることがわかる。すなわちそれまでの彼らの生活がネガ

ティブなものが見なされていたことが伺えるが、彼らの生活様式自体はどのように記述されていたのだろうか。

第四版では生活様式にかんする記述はないが、第五版⑥になると「粗末なテント」に住み、「貧相な馬」を引くという貧しい放浪生活の様子と、「粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋」などに住む定住するシンティ・ロマの様子が描かれるようになる。定住・非定住にかかわらず、彼らと貧しさが結びつけられていることが伺える。第七版⑦になると「粗末なテント」が「テント」に、「貧相な馬」が「馬」になっているもの、「粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋」といった記述は残っている。その傾向は僅かに弱まっているものの、彼らと貧しさが変わらず結びつけられていることが伺える。このようにシンティ・ロマは第五版以降「貧しい生活を送るもの」として認識されるようになったと考えられる。それでは、シンティ・ロマはどのような民族として記述されていたのだろうか。

②⑧～③①からわかるように、シンティ・ロマに対しては「放浪民族」としての概念が一貫している。しかし、先述のように第四版⑫まではあくまで例外的存在であったその定住生活の様子が第五版以降②⑥⑦では具体的に説明されるようになっており、「放浪民族」という概念との矛盾が見出される。他方で、第五版以降②⑨⑩になると「留保つきとはいえず、ツイゴイナーは民族学の上でアリア人に数えられる混淆民族」③①では「人類学的観点」から同様に「アリア人に数えられる混淆民族」という説明も加わってきている。つまり、従来からの「放浪民族」としての概念は維持されつつ、新たに「人種」とむすびつけたシンティ・ロマ概念が登場してきたことがわかる。このように、「放浪民族」とは異なる「人種」的なシンティ・ロマ概念が第五版の発行された一八九〇年代以

降に生じてきており、それらは並存していたことが指摘できるだろう。

小括

以上みてきたことを小括すると、次のような特徴が見出されるだろう。『マイヤース百科事典』において「インドからやってきた放浪民族であり、物乞いや盗み、金属加工業を生業とし、その言語は放浪生活の過程で諸民族とのかかわりによって形成された」というシンティ・ロマに対する認識は一貫していた。つまり『マイヤース百科事典』には放浪生活、生業といったふるまいに基づくシンティ・ロマ概念と、言語といった民族的なシンティ・ロマ概念が一貫して並存していたと考えられよう。

一八九〇年代以降、これらに加えて「盗賊との結びつき」や「生業における熟練性」が強調されるとともに、「世界中を移動する存在」とみなされ、その放浪生活がヨーロッパ各国で問題視され「定住政策の対象」として描かれるようになっていった。他方で彼らは定住・非定住にかかわらず「貧しさ」とむすびつけられ、「人種」として見なされるようにもなっていた。つまりこの頃より『マイヤース百科事典』において従来からのシンティ・ロマ概念が強化されるとともに新たに「人種」の概念が加わり、それらすべては並存していたといえよう。

当時のドイツ社会に普及していた『マイヤース百科事典』におけるシンティ・ロマ概念は、以上のような変遷を辿ったのだと考えられる。それではこの頃「ツイゴイナー」政策にかかわっていた内務省関係者はいかなるシンティ・ロマ概念を有していたのだろうか。次章で検討していくこととする。

3 「カンファレンス」におけるシンティ・ロマ概念を巡る議論

ここでは「カンファレンス」概要について確認した後、その関連史料である『カンファレンス覚書』と『カンファレンス議事録』を手がかりに、内務省関係者におけるシンティ・ロマ概念について検討していく。

(1) 「カンファレンス」の概要

まず「カンファレンス」の概要について説明すると、「カンファレンス」の参加国は西南ドイツ諸邦国とプロイセンであり、ホスト国バイエルの近隣諸外国であるスイスやオーストリアは含まれていない。各国の出席者の立場は、バイエルの代表は行政関係者・ポリツァイ幹部であり、その他諸邦国では内務省官僚となっている。開催目的は各邦国で独自に実施してきた「ツイゴイナー禍」Zigeunerunwesen に対する闘争手段の統一であったが、特筆すべきこととして議長ブランド（バイエルン）は今回のプロイセンの「カンファレンス」参加に対して好意的態度を明言している^①。つまり、「カンファレンス」はドイツ帝国内の内務省関係者を中心として実施されたのであり、バイエルの主導によってプロイセンを含む「ドイツ帝国」の枠組みにおける「ツイゴイナー」政策の統一を図るものだったと位置づけられよう。この点を踏まえた上で『カンファレンス覚書』におけるシンティ・ロマ概念を検討していこう。

(2) 「カンファレンス」の素案としての「ツイゴイナー概念」条項

『カンファレンス覚書』はバイエルン内務省の指示に基づいてミュンヘンのポリツァイ（王立警察）よって一九一二年に発行された文書である。同史料は「ツイゴイナー禍の撲滅」を目的としてドイツ帝国にお

ける統一的な措置を導入する「協議の基礎として」バイエルン内務省によつて作成されたとされる。¹²⁾ この目的を達成するため、「ツィゴイナー」の取扱い、「ツィゴイナー情報局」などによる「指紋採取措置」を始めとした情報活動の内容や「行商証明書」などの「各種証明書の発行」にかんする規定が提示されるとともに、その取締り対象としての「ツィゴイナー」が定義されている。同史料は「カンファレンス」の開催された一九二一年一二月以降に発行されているため、「カンファレンス」の結果ないし論点を整理したものと見なされることが一般的である。¹³⁾ しかし、A・アルブレヒト (ALBRECHT, Angelika) は同史料がバイエルンの見解・立場を詳しく述べたものであること、そして同史料がバイエルン内務省によつて「協議の基礎として」作成されていることから、同史料を「カンファレンス」の結果と見なすのは誤りであり、バイエルンが「カンファレンス」向けに準備していた会議資料の印刷物と見なすべきだと主張している。¹⁴⁾ この点について検討するため、『カンファレンス議事録』と『カンファレンス覚書』の内容を対照させたところ、『カンファレンス議事録』に記録されている合意事項が『カンファレンス覚書』に反映されていないことが確認できた。¹⁵⁾ よつて同史料は「カンファレンス」の結果ないし論点を整理したものとは考えにくく、アルブレヒトが主張するように「カンファレンス」の場で主催者であるバイエルンによつて提唱された素案の印刷物と見なすのが妥当だろう。『カンファレンス議事録』には一部不明瞭なところもあるが合意事項も記載されているため、「カンファレンス」の結果としてはこれを参照するのが適当であるろう。

それでは『カンファレンス覚書』におけるシンティ・ロマ概念を検討していこう。ここには「ツィゴイナー概念」という条項があり、「ツ

ィゴイナー」が「人種あるいは種族への帰属を問わず以下の人物すべてをツィゴイナーと見なす。それは、職業に就いておらず恒常的に集団で放浪している人物、営業・興行師・手品師の仕事の目的として恒常的に集団で放浪している人物、商いのために普段から一定の住居をもたずに恒常的に集団で放浪している人物である」と定義されている。¹⁶⁾ シンティ・ロマが「人種」「種族」ではなく職業やふるまいに基づいて概念化されていることがわかる。しかしながら、同書の発行理由にかんする脚注において、「ツィゴイナー」に対する例外法は必要ではないものの「最底辺の文化階層に位置するツィゴイナー民族 (das Zigeuner Volk) は、ドイツ民族 (das deutsche Volk) の最新の発展段階がもたらした成果、すなわち移動の自由・営業の自由を享受するには未熟であることについては異論のあろうはずもない」とも指摘されている。¹⁷⁾ この記述から「ドイツ民族」に對置される「ツィゴイナー民族」としてのシンティ・ロマ概念が見出される。いわば「ドイツ民族」を頂点とした文化的なヒエラルキーにおけるシンティ・ロマの「民族的劣等性」が強調されているのだと考えられる。『カンファレンス覚書』において、このように一方ではふるまいを強調し、他方では民族を強調するという主張がなされているが、これについて内務省関係者はどのような見解を示したのだろうか。『カンファレンス議事録』を手がかりに議論の過程を見ていくことにしよう。

(3) 「カンファレンス」における

「ツィゴイナー概念」条項をめぐる議論

『カンファレンス議事録』には上述の「ツィゴイナー概念」条項をめぐる議論と合意事項が記録されている。この過程を追っていくことで、内務省関係者の有したシンティ・ロマ概念を探っていくこととす

る。まずバイエルン代表の一人ハルステルの発言を見てみよう。彼は「ツイゴイナー」がインド西北部を出自としており一五世紀に初めてドイツに現れて以来、彼らは自分たちにとって招かれざる客であり、可能とあらば物乞い・詐欺・窃盗を働くのだとする。彼らは行商活動、あらゆる文化に対する嫌悪の念、不法な手段による財産取得への衝動を保ち続けており、度重なる混血にもかかわらず、「ツイゴイナーの子孫」は、祖先が有していたものと同じ不愉快な諸特性を保有し、またしても「ツイゴイナー」になっているとする。こうした「人種としてのツイゴイナー」に加えて、「いわゆる国内のツイゴイナーたち」も存在する。すなわち、彼らは祖先に「ツイゴイナー」との混血を確認することはできないが、「ツイゴイナー」のように生活している国内居住者であるという。こうした「国内のツイゴイナー」は「外国のツイゴイナー」よりもしばしば負担となっているとする¹⁸⁾。

この発言から、シンティ・ロマが「インド出自」の「物乞いや窃盗、詐称の常習者」であること、そしてシンティ・ロマには「度重なる混血にもかかわらず」「祖先が有していたものと同じ不愉快な諸特性を保有」している「人種としてのツイゴイナー」と「ツイゴイナー風にするまう国内のツイゴイナー」、そして「外国のツイゴイナー」の三つの集団があり、「国内のツイゴイナー」が「外国のツイゴイナー」よりも負担となっているとハルステルが認識していることがわかる。つまり、出自とふるまいと「血統」に基づき「人種としてのツイゴイナー」が定義されており、彼らと類似したふるまいを行う「国内のツイゴイナー」と「外国のツイゴイナー」がいると考えられている。ハルステルは「人種」、ふるまい、そして国籍に基づいてシンティ・ロマを認識していることが確認できる。

次に、ヴェルテンベルクの代表ベヒトレが提示したシンティ・ロマ概念について見てみよう。ヴェルテンベルクにおいては「ツイゴイナー風」に放浪する人物の大半は一定の住居を有しているとベヒトレは説明する。さらには群れ・集団での放浪というものは、必ずしもこうした人物を特徴づけるものではないと語った。というのも、そうした行為はヴェルテンベルクにおいて禁じられているからだという。少なくとも何らかの概念定義が必要なのであり、「ポリツアイ的な意味におけるツイゴイナー」は、人種学 *Rassenkunde* の意味におけるツイゴイナーとともにツイゴイナー風「に放浪する人物なのだ」という¹⁹⁾。

ベヒトレは「ツイゴイナー風」に放浪する人物の大多数は定住地を持つているため「放浪行為」といったふるまいに基づくシンティ・ロマ概念だけでは十分ではないと見なしている。換言すれば彼は「人種」に基づくシンティ・ロマ概念は必要だが、国籍は不用だと認識しているのである。

それでは、バイエルンに歓待されたプロイセンの代表レンツはどのような見解を持っているのだろうか。レンツは「いづれにせよ群れ・集団で放浪するものに加えて個人あるいは家族で放浪するものもツイゴイナーの特性の特徴として見なされねばならない」と述べている²⁰⁾。彼はもっぱらふるまいに基づいた理解を重視していることが明らかである。ここに「人種」的概念や国籍に基づく概念は見出されない。

以上みてきたように各邦国の内務省関係者から同概念を巡ってさまざまな定義が提案されていたが、こうした状況に対してザクセン代表は「カンファレンス」で提案されている第一項では群れ・集団での放浪を「ツイゴイナー概念」の特徴としている一方、第一三項では群れ・集団での放浪を禁止しており相矛盾していると指摘し、バーデン代表も同様

に概念定義について異議を唱えた⁽²¹⁾。両代表の発言から、ここまで確認してきたシンティ・ロマ概念の矛盾が当時の内務省関係者によって認識されていたことがわかる。

こうした苦言が呈されたのち、シュトゥットガルトの官僚アイヒエレは、長期にわたりベヒトレが提唱したよりも優れた「ツイゴイナー概念」を見出そうとしたものの、うまくいかなかったことを認めており、アイヒエレも『カンファレンス覚書』作成に関与していたことが伺える⁽²²⁾。

バイエルンが提示した「ツイゴイナー」にかんする概念定義が批判された後も長時間に渡る詳細な議論が続き、「カンファレンス」の場では最終的に「ベヒトレの提案した概念定義を採択し、一般にツイゴイナーの性質だと見なされている詳細な諸特徴を補足する」ことで一致した⁽²³⁾。しかしながら詳細な諸特徴にかんして完全な一致は達成されなかったため、最終的に第一項では「以下の諸規定はツイゴイナーならびにツイゴイナー風に放浪するその他の人物 *die nach Zigeunerart umherziehenden anderen Personen* に適用される」という文言に改められた⁽²⁴⁾。

ここまでみてきたように、「カンファレンス」の場においては①人種に基づく概念②国籍に基づく概念③ふるまいに基づく概念といった三種のシンティ・ロマ概念が入り混じっていたが、各邦国の内務省関係者に共通していたのは③であった。「カンファレンス」で合意された第一項「ツイゴイナー概念」における「ツイゴイナー風に放浪するその他の人物」という表現は、「放浪」というふるまいにシンティ・ロマの特徴を見出しており、彼らの共通見解を反映したものだと言える。他方で、ベヒトレの述べた①と③の入り混じったシンティ・ロマ概念も採択されており、内務省関係者はふるまいに基づく概念理解とともに、民族

集団としての概念理解も有していたと考えられる。

このように内務省関係者の間には三種類のシンティ・ロマ概念が入り混じっており、ふるまいに基づいて定義しようとしていた傾向にあったことがわかるが、「ツイゴイナー禍の撲滅」のための具体的な取締り対象として彼らはどのように定義され、いかなる措置を講じることが構想されていたのだろうか。こうした観点から『カンファレンス覚書』『カンファレンス議事録』を検討していくことで、内務省関係者の有したシンティ・ロマ概念への更なる接近を目指す。

(4) 「ツイゴイナー禍の撲滅」のための

取締り対象としてのシンティ・ロマ

ここでは内務省関係者がいかにして「ツイゴイナー禍の撲滅」を実現しようとしていたのか、その構想と具体的な取締り対象について『カンファレンス覚書』『カンファレンス議事録』を手掛かりに検討することを通じ、彼らの有したシンティ・ロマ概念について考察していく。

『カンファレンス覚書』の冒頭では次のような構想が示されている。大方のドイツの邦国は各々個別に多様な手段で「ツイゴイナー禍の蔓延」に立ち向かい、一定の成果を挙げているものの、それらはしばしば各邦国内での措置にすぎず、本来あるべき姿である均質な措置となっていない。「もし全ての関係各国が共通の闘争手段で、以て統一の闘争の遂行へと統合されるならば、(強調原文)、各邦国内部の成功は僅かな価値しかないことに気づくだろうという⁽²⁵⁾。

以上から、シンティ・ロマに対する措置が各邦国で個別的に実施されていること、それによって対策の効果がドイツ帝国全土に行き渡っていない状況が伺える。この主張への異議は『カンファレンス議事録』で

は記録されておらず、こうした認識が当時の内務省関係者の主眼にあつたことは確かである⁽²⁶⁾。

それでは彼らはいかなる形で統一的な措置を取ろうとしていたのだろうか。『カンファレンス覚書』では「人物を同定する手続き（強調原文）」は、とりわけ長期間に渡る自由の剥奪の危険に晒された際、ある架空の人物をでっち上げる「ツイゴイナー」の嘘を看破し、かつて当局が手を焼いていた「ツイゴイナー」の身元の再確認作業を常時可能とするものだという。今日の刑法学者の研究によれば、「指紋採取方式（強調原文）」が最も簡便・安価で確実な鑑識システムであるという。現在ザクセン、バイエルンなどでこの指紋採取方式が導入されており、後者ではとりわけ「ツイゴイナー」の識別の際に極めて有効だったとされる。こうした成果などを踏まえ「カンファレンス」参加各邦国のすべての地域において指紋採取方式を必ず直ちに導入することを提唱している。さらに「ツイゴイナー」の出現に堪える「情報センターの設立と同センター（強調原文）」へのあらゆる情報の集約が必要であり、同センターには「ツイゴイナー」から採取された指紋採取用紙が送付され、本覚書に賛同した全協定加盟国にとつての情報センターとして活動するとされる。保安警察官 *Sicherheitsbeamten* の情報センターには、「バイエルンのように検察の（強調原文）情報センター」、そしてバイエルンの課題でもある「戸籍役場の（強調原文）情報センター」が組み入れられるだろうという⁽²⁷⁾。さらに『カンファレンス覚書』第八項「指紋採取措置」では、証明書を保有していれば一年間にわたって自分の素性を見破られずにその土地を放浪するのがしばしば容易なため、とりわけ「ツイゴイナー」が何らかの前科を有している場合、偽造、窃盗、買取などによって各種証明書を手に入れることに通じているとされる。本名を申告

するとより過酷な累犯刑等を科されるおその場合、彼らが偽名を用いるのは理に適っており、こうした状況をすぐさま変え、完全に除去していくには、「指紋採取措置（強調原文）」によってのみ可能となる⁽²⁸⁾という。この「指紋採取措置」にかんじて、「カンファレンス」の場では導入自体への反対はなく、導入時期及び指紋採取形式の統一について話し合われたのちに合意された⁽²⁹⁾。

以上から、シンティ・ロマが当局に対して自衛目的で身元を隠すことに内務省は手を焼いていることがわかる。つまり、内務省関係者はシンティ・ロマが「放浪生活」を阻害されないよう様々な手段を用いて「各種証明書」を得たり、累犯等による厳罰から逃れるために正しくない名前を申告したりすることを問題視していた。その対策として指紋採取を用いた人物確認という新たな方式が提唱されているのである。指紋採取は一八八〇年代に研究が進み、一九〇〇年に出版された E・ヘンリー (HENRY, Edward) 『指紋——その分類と方法』⁽³⁰⁾ によって指紋の分類・検索手法が確立され、実用化された技術である。指紋はそれまで「現場の遺留品と目撃者や人物提供者による証言や密告、刑事の経験や『勘』を頼りに行われてきた」犯罪捜査における「警察の捜査能力」を「飛躍的に向上」させるものと期待され、一九世紀末からイギリス警察を中心として世界各国で採用されていたのであり、一九一一年までには信頼性の高い技術としての評価は定まっていた⁽³¹⁾。指紋採取はいわば当時の最新鋭の「科学捜査技術」として注目を集めていたのである。これを活用してドイツ帝国全土のシンティ・ロマを個別に把握すること、採取した指紋を情報センターへと集約し、一元管理すること、そしてポリツァイのみならず検察や戸籍役場のシンティ・ロマについての情報も同センターへ組み入れた総合的な情報拠点を築くことが構想されている⁽³²⁾。そして

この情報拠点を用いながら、法に則らず「放浪生活」を送るものたちを取り締まるとともに、その中に含まれる「累犯者」(すなわち「常習的犯罪者」)を特定することが目指されている。⁽³³⁾つまり、シンティ・ロマの「放浪生活」が秩序と安寧を脅かすものと見なされていたのだと考えられる。

こうした情報拠点の構想に加えて『カンファレンス覚書』第五項では、現場でシンティ・ロマに対応していた保安警察官が次のような情報を集め、郡庁 Landratsamt など上位の行政官庁へ報告することが定められている。一、集団の構成員個人の人事情報(名前、宗教、家族構成、職業、郷里、出生地、生年月日、家系、結婚した場所および結婚日の申告あるいは証明)。二、活動内容、活動日、署名の記された各種身分証明書。三、馬、その他の動物、馬車、その他の注目値する物品を運んでいるかどうか。四、放浪の出発地と針路。五、目についた立ち振る舞い、とりわけ処罰対象となる行為。六、ポリツァイにより講ぜられた措置、実施された刑法上の取り調べ。七、後述の規定と照らし、「ツイゴイナー」が新たに面倒を引き起こすと予見される理由。そして、事後判明した窃盗・詐欺などのように、件の「ツイゴイナー」が立ち去った後であっても、のちほど知り得たあらゆる周辺状況を速やかに報告することが提唱されていた。⁽³⁴⁾以上の規定にかんじて、上述されたような「予防的な立ち入った監視」によって情報センターのより確かな業務遂行が可能となる」とミュンヘンのポリツァイ長官ハイテによって主張され、出席者の賛同を得た。⁽³⁵⁾

この規定では、先述の指紋採取措置に加えて、「一」から氏名や生年月日、出生地など、シンティ・ロマの戸籍にまつわる情報を収集すること、「二、四」から「各種身分証明書」の携行など、行政当局の許可を

得て合法的に放浪しているかどうか確認し、その放浪経路を把握すること、「五、六、七」からその他処罰対象となるようなふるまいや秩序を乱すことをしていないか確認することが内務省関係者にとつての関心事であったことがわかる。報告事項として「三」が挙げられている理由は当該箇所には記載されていなかったが、『カンファレンス覚書』第二項「行商証明書」において、「行商証明書」の発行あるいは有効期限延長の手続きを取る際、申請者が「鑄掛師」「ブリキや針金でできた製品の販売」「馬の売買人」など「これまでの経験からツイゴイナーによって営まれることの多い商売に携わっている」場合などに特に注意するよう定められている。⁽³⁶⁾つまり、どのような物品を持ち運び、いかなる行商に従事しているのかということが、その人物がシンティ・ロマかどうかを判断するための一つの基準となっていたことが伺える。そしてハイテの発言からこれらは保安上の予防措置の一環だったと考えられる。

それでは、シンティ・ロマの合法性はいかなる形で担保されていたのだろうか。例えば「各種身分証明書」について、『カンファレンス覚書』第一項「ツイゴイナーにかんするその他の取扱い」では国内で「ツイゴイナー」に遭遇した際、その人物の各種身分証明書が正式なものであるかどうか確認すること、そして、この時長々と異議を唱えるか、「ツイゴイナー」がそもそも身分を証明することができなければ、その人物は国籍確認のために逮捕されると規定されている。⁽³⁷⁾

以上のことから、当時シンティ・ロマの合法性を測る上で「各種身分証明書」が一つの判断材料だった状況が伺える。その発行基準は①『カンファレンス覚書』第二項「行商証明書」と②『カンファレンス覚書』第十九項「各種証明書 概要」の記述から伺うことが出来る。

① ①について、「外国のツイゴイナー」ならびにドイツ帝国籍であるこ

とを十分に証明できないものは、つねに行商証明書の発行を拒否されるものとする規定されていた。しかし、「ツイゴイナー」はしばしば身元が疑わしかったり、常習的な労働忌避・物乞い・浮浪生活・飲酒癖で悪名高かったりする（帝国営業法五七条第四項）ため、「国内のツイゴイナー」であつても通例発行を拒否する理由が存在するという。また、国内における一定の住居という行商証明書の取得要件（帝国営業法五七条b）は、ほとんどの場合、「ツイゴイナー」に対して適切に運用されていないという。「一定の住居（強調原文）」というものは、申請者が長期的に保有する予定だと思われる住居を持つている場合にのみ認められるのである。加えてその住居が単に行商証明書を得るために設置された、ただの見せかけの住居 *Scheinwohnsitz* にすぎないかどうかについても正確に調査されなければならないのだという。最後に、子どもの世話ならびに教育が十分になされていないことは、帝国営業法五七条第四項における行商証明書の発行拒否理由にもなるのである。放浪している「ツイゴイナー」の子どもが一時的に学校を訪れるのではなく、居住地で両親が教育を提供している場合にのみ、十分な教育として見なされると規定されている⁽³⁸⁾。

②にかんしては、各種証明書を「ツイゴイナー」に対して発行する際には、最大限の慎重さと綿密さでもって用心深く作業をすすめることが求められた。本人確認が明らかに確認できていない場合はどんなケースであろうと発行しないこと。「ツイゴイナー」による申告内容が正確なものか確かめることが必要なのである⁽³⁹⁾。

まず①の規定からドイツ国籍を証明できるシンティ・ロマに対してのみ行商活動を認めようとしていたことがわかる。しかし、①②の規定からドイツ国籍であつても行商証明書などの「各種証明書」の発行を控

えることを内務省関係者は望んでいたように思われる。それは、彼らが一方では身元不明で素性がわからなかったり「労働忌避」「物乞い」「浮浪生活」「飲酒癖」といった「怠惰」と結びつけられたりして問題視されていたためであり、他方では「見せかけの住居」でない「一定の住居」を常に保有し「子供の世話ならびに教育」の義務を果たしたうえで行商活動を営むという定住生活を要請されているためである。このように、シンティ・ロマを「素性の知れない怠惰な人びと」と見なし、「各種身分証明書」を用いて彼らに制約を課すことで「放浪生活」を抑制しようとする内務省関係者の意図が伺える。

では、彼らはシンティ・ロマに対して同化を求めているのだろうか。『カンファレンス覚書』第二九項「定住化、ツイゴイナーの子どもへの教育、帰化」では同化政策にかんして「ツイゴイナー」の定住化、「ツイゴイナー」の子どもへの教育、そしてその他の指示された保護措置にかんして、目下のところ共通の狙いがまだ定められていないため、この分野で推進されるべき歩みは当面各国に委ねられたままにすべきであり、「カンファレンス」の参加国内に存在する郷里のない *heimatlos*「国内のツイゴイナー」の帰化は検討されるべきだと規定されている⁽⁴⁰⁾。そしてこの規定にかんし「真の『ツイゴイナー』については、その移動本能は経験的に根絶困難であり、彼らを土地に引きつけ、定住生活の様式に順応させようとした度重なる試みは、啓蒙の時代から根気強く多額の費用をかけて講じられてきたものの、すべて失敗に終わったとされる。「国内のツイゴイナー」においても、定住化を目指す措置はほとんど成功が約束されていないが、にもかかわらず、現在のわれわれの国家はこうした努力を完全に放棄してはならないのである。やはり若干のツイゴイナーはもしかすると仕事に慣れ親しみ、有用な民族同胞

Volksgenossenへと育て上げられるかもしれないのであり、その実現にむけてあらゆる手を尽くすのが、そうした希望が待ち受けている国家にとつての責務だとされる。さらに国籍が不確かであり、確認することも困難であろう膨大な数の「国内のツイゴイナー」が存在しているという好ましくない状況に対し、こうした「ツイゴイナー」をただ単にある特定の邦国にあてがうことによつて取り除くことができないかと考慮を促している。いずれにせよ、放浪生活と決別することを望む「ツイゴイナー」に対しては、帰化によつていずれかの邦国へと結びつけられ、その地域に根を下ろすチャンスが与えられるだろうという⁽⁴⁾。

まず、シンティ・ロマの同化政策は統一的な目標が定められていないため、参加各邦国の裁量に委ねられている状態であること、そして「郷里のない国内のツイゴイナー」の帰化が検討されていることがわかる。そして『真の』ツイゴイナー」はその「移動本能」ゆえに同化政策は「失敗」し続けていたことが語られている。こうした「挫折」の歴史からして同化政策は今後もほとんど「成功」する見込みはないものの、継続していくことが確認されている。それは仕事に慣れ親しんだ「有用な民族同胞」を生み出すためだけでなく、「国籍が不確かであり、確認することも困難であろう膨大な数の国内のツイゴイナーが存在しているという好ましくない状況」に対処するためであろう。すなわちドイツ帝国内には、当局が身元確認を行ったところ国籍などがわからない多数の「ツイゴイナー風」に放浪する人物」がいたのである。彼らを一括してある特定の邦国にあてがうか帰化によつていずれかの邦国へ結びつけることなどによつて彼らの帰属先を決め、そこに定住させていく必要が説かれている。本規定について、プロイセン代表は「ツイゴイナーの特性が取り除かれたときのみ、ツイゴイナーの国籍付与は考慮しう

る」とし、「参加国内に存在する郷里のない国内のツイゴイナーの帰化は検討されるべきである」という文言の削除を提案している⁽⁵⁾。エルザス＝ロートリンゲン代表も「帰化の試みにはほとんど期待していない」と表明している一方で、「定住化が適切でないように思われる外国のツイゴイナーと無国籍のツイゴイナーを入植できないかどうか」について提言している⁽⁶⁾。この提案に対し、バーデン代表ならびにプロイセン代表は「帝国植民庁の反対に遭う」ことを理由に反対していたが、ヴェルテンベルク代表ならびにヘッセン代表は「注目に値する」と賛意を表明していた⁽⁷⁾。そして「最終的に種々のラント法の規定を理由として、第二段落の『郷里のない国内のツイゴイナー』という表現に対する懸念も表明された」ため、「参加国内に存在する郷里のない国内のツイゴイナーの帰化は検討されるべきである」という文言の削除が決議された⁽⁸⁾。

以上から、内務省関係者は国籍不明で身元が確認できない多数の「ツイゴイナー風」に放浪する人物」に何らかの形で対処する必要性は認識しているものの、各邦国の現行法の枠内では帰化や入植によつて彼らの帰属先を確定させることは困難だとも見なしていたと考えられよう。内務省関係者は、ドイツ帝国の枠組みにおける「ツイゴイナー禍の撲滅」を目指して「カンファレンス」に集ったものの、同化政策における「協力」は各邦国それぞれの立場を越えるものではなかったのである。

小括

「カンファレンス」における「ツイゴイナー概念」を巡る論議においては①人種に基づく概念②国籍に基づく概念③ふるまひに基づく概念といった三種類のシンティ・ロマ概念が入り混じっていたが、各邦国の内務省関係者に共通していたのは③であった。その上で内務省関係者が

より具体的にはシンティ・ロマのどのような点に着目し、いかなる対応を取ろうとしていたのか検討したところ、次のような認識が浮かび上がった。

当時のドイツ帝国には「国籍が不確かであり、確認することも困難であろう膨大な数の国内のツイゴイナー」がいた。内務省関係者にとつて彼らは「素性の知れない怠惰な人びと」であり、各個人の身元確認・合法性の検査・帰化や入植による定住化といった多くの行政的な管理課題をもたらす存在であった。そして彼らの中には「常習的犯罪者」が含まれており保安上の危険をもたらすとも見なされていた。加えて同化政策によつて彼らに「放浪生活」を止めさせることはこれまでの経験から極めて困難だとも認識していた。そのため内務省関係者はシンティ・ロマの「放浪生活」それ自体を問題視しており、指紋採取方式という当時最新鋭の「科学捜査技術」を導入して彼らの個人情報把握し、それを一元管理する総合的な情報拠点を整備することで彼らに対する管理を厳格化したり、彼らに合法性を付与する行商証明書などの「各種証明書」の発行を制限するよう働きかけたりしていたのだと考えられる。

4 結論的考察

以上の検討結果を踏まえて『ツイゴイナー』政策におけるシンティ・ロマ概念が当時の社会に普及していたそれと一定の親和性を有していたため、両概念の並存が可能となつたのではないか」という問いを考察していく。百科事典と内務省関係者におけるシンティ・ロマ概念を対照させるため、まず前者におけるシンティ・ロマ概念について整理すると、そこで一貫していた概念は①「インド出自」②「放浪民族」③「物

乞い・盗み・金属加工業」④「放浪生活の過程で諸民族とのかわりによつて形成された言語」という四点である。そして一八九〇年代以降に追加された概念は⑤「盗賊との結びつき」⑥「生業における熟練性」⑦「世界中を移動する存在」⑧「定住政策の対象」⑨「物質的貧しさ」⑩「人種」という六点である。これに対して後者はどうだろうか。

まず「ツイゴイナー概念」条項を巡る議論においては、(A)人種に基づく概念(B)国籍に基づく概念(C)ふるまいに基づく概念といった三種類のシンティ・ロマ概念が見出された。それぞれ(A)にかんしては⑩が、(B)にかんしては⑦が、(C)にかんしては②がそれぞれ対応していると思なしてよいだろう。「ツイゴイナー概念」条項を巡る議論におけるシンティ・ロマ概念は、従来から一貫していた「放浪民族」としてのそののみならず、一八九〇年代以降新たに定着してきた「知見」である「人種」や「世界中を移動する存在」としてのそれとも対応している。ただし、これらは百科事典で見出された概念の一部に過ぎない。双方が一定の親和性を有していたというよりも、「ツイゴイナー概念」条項における内務省関係者のシンティ・ロマ概念は、百科事典で見られた一般的な「知見」の変遷に対応していたと見なすべきだろう。

他方、内務省関係者のシンティ・ロマ概念について、より具体的な措置を巡る議論に踏み込んで検討したところ、「放浪生活」それ自体、すなわち彼らのふるまいを問題視していたことが明らかとなった。そこで内務省関係者は情報拠点をを用いて、法に則らず「放浪生活」を送るものを取り締まり、その中に潜む「常習的犯罪者」を特定し、秩序と安寧を維持するという保安上の課題の解決を目指した。それとともに、素性のわからないものの身元を明らかにし、合法性を見定めるとともに、彼らに合法性を付与しないよう働きかけていた。それは各邦国の現行法の

枠内では彼らに対して効果的な同化政策を取ることができないと見なし
ていたのに加え、彼らの「放浪生活」を止めさせること自体が困難であ
ると認識していたためであった。すなわち、内務省関係者にとって彼ら
は解決困難な行政的管理課題をもたらす存在でもあった。

以上のことから、当時の内務省関係者のシンティ・ロマ概念は、「ツ
イゴイナー概念」といった抽象的な観念のレベルにおいては当時普及し
ていた多様な概念の並存する「知見」に準じていたが、より具体的な措
置のレベルにおいては保安上ならびに行政上の管理課題との結びつきが
強かったのだと考えられる。このように、テーマに応じてシンティ・ロ
マ概念の棲み分けが生じていたため、当時の「ツイゴイナー」政策にお
いてふるまいに基づく概念と「人種」的な概念の並存が可能となったの
ではないだろうか。

注

- (1) ローゼ、ロマニ編、金子マーティン訳『ナチス体制化におけるシン
ティとロマの大量虐殺——アウシュヴィツ国立博物館常設展示カタ
ログ』解放出版社、二〇一〇年、一三頁。ローゼ氏はドイツ・ハイデ
ルベルクを拠点とするシンティ・ロマの組織「Verband der Deutschen
Sinti und Roma」の代表である(二〇一四年一月現在)。Sintiの日本
語表記について。Siについては発音により近う「スイ」という表記
を当る研究者もいるが、日本で慣例となっているカタカナ表記である
「シ」を用いることとする。つまり本稿ではシンティと表記する。
- (2) なお、シンティとは「中世後期から中央ヨーロッパに定住しつつけ
た少数民族構成員」であり、ロマとは「南東ヨーロッパ諸国からド
イツへ流入した構成員」を指している(同書、一三頁)。ロマ(単数

形：Rom Rom)とは彼らの言語(ロマニ語Romaný)で「人間」を意
味するが、シンティ(単数形：Sint Sinto)の意味については諸説
あり、現在のパキスタン南東部の州名でもあるシンド Sindhに由来す
るという見解や古インド語で「共同体」を指すとする見方もある(同
書、一三頁。KENRICK, Donald, *Historical Dictionary of the Gypsies*
(Romanies), Lanham/Meryland/Toronto/Plymouth, 2007 [2nd Ed.])。

- (3) これまでの警察研究の成果により、ドイツ(プロイセン)の警察制度
は「広義の警察」という用語ではとらえきれないことが指摘されてい
る。よって、本稿では「公共の福祉」と「危険の防止」・「秩序の維
持」を包含する「良き統治」としての「ポリツァイ」という表現を用
いることとする(矢野久「プロイセン警察からナチ警察へ——現代
化への先取り?」林田敏子・大日方純夫編『警察』ミネルヴァ書房、
二〇一二年、一五一頁)。

- (4) 『ツイゴイナー・ブック』には三三五〇名の「ツイゴイナー」「ツイゴ
イナー風」に放浪して行商を営む人物「国内に一定の住居を持たない
様々な人物」と見なされた人びとの名前が挙げられており、そのうち
六一三名については出生地や家族構成、これまでの受刑歴など詳細
な情報も記載されている(DILLMANN, Alfred [Hrsg.], *Zigeuner-Buch*,
München, 1905, S.9; LUCASSEN, Leo, *Zigeuner: die Geschichte eines
polizeilichen Ordnungsbegriffes in Deutschland 1700-1945*, Köln,
1995, S. 181-182)。
- (5) LUCASSEN, Zigeuner, S. 174.
- (6) ZIMMERMANN, Michael, *Rassentopie und Genozid : die nationalsozi-
alistische „Lösung der Zigeunerfrage“*, Hamburg, 1996, S.63.
- (7) 厳密には版によって書名が異なるが、煩雑さを避けるため本稿にお

- いては『マイヤース百科事典』で統一する。正式な書名は次の通り。Meyers Konversations=lexikon, Leipzig/Wien, 1878 (3. Auflage); Meyers Konversations=lexikon, Leipzig/Wien, 1890(4. Auflage); Meyers Konversations=lexikon, Leipzig/Wien, 1897 (5. Auflage); Meyers Großes Konversations=lexikon, Leipzig/Wien, 1908 (6. Auflage); Meyers Lexikon, Leipzig/Wien, 1930 (7. Auflage).
- (8) Hauptstaatsarchiv München, Mlm (Ministerium des Innern) 66437, Denkschrift über die Bekämpfung der Zigeunerplage (Im Auftrage des K. Bayerischen Staatsministeriums des Innern, ausgearbeitet von der K. Polizeidirektion München), München, 1912; Mlm 66437, Niederschrift über die Besprechung im K.B. Staatsministerium des Innern am 18. und 19. Dezember 1911, betreffend die Bekämpfung der Zigeunerplage.
- (9) 参加国は次の通り。プロイセン、ザクセン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヴュルテンベルク、エルザス＝ロートリンゲン、バイエルン(主催国)(Niederschrift, S.1-2)。
- (10) 主な参加者は次の通り(筆者抜粋)。レントツェンZ(プロイセン内務省枢密院上級参事官)、『アイビエレICHELE (シュトゥットガルトの官僚)、『ベヒトレBECHTLE (ヴュルテンベルク内務省参事官)、『ヴェイツリーベンWITZLEBEN, Von (バーデン内務省参事官)、『ベストBEST (ヴュルテンベルク内務省公衆衛生管理局局長・ポリツァイ担当官)、『ネルケンNEIKEN (エルザス＝ロートリンゲン王室参事官)、『リンドナーLINDNER (バイエルン外務省・司法省)、『ブランドBRAND (バイエルン内務省上級参事官・議長)、『イムホーフIMHOFF, Von (バイエルン内務省試補)、『ハイテHEYDTE, Von der (フロンケンポリツァイ長官)、『ディルマンDILLMANN (フロンケンポリツァイ行政長官)、『ハルステルHARSTER (フロンケンポリツァイ試補) (Ebd., S1-2)。
- (11) 議長ブランドの発言「我々は南ドイツ諸邦国の連合が先決であるが今回のプロイセンの協議参加を極めて肯定的に受け取る」(Ebd., S.2)。
- (12) Denkschrift, S.3-4. ALBRECHT, Angelika, Zigeuner in Altbayern: 1871-1914: eine sozial-, wirtschafts- und veraltungsgeschichtliche Untersuchung der bayerischen Zigeunerpolitik, München, 2002, S.168.
- (13) 例えが以下を参照。ZIMMERMANN, Rassenutopie, S.61. BONILLO, Marion, „Zigeunerpolitik“ im Deutschen Kaiserreich 1871-1918, Frankfurt am Main/Berlin/Bern/Bruxelles/New York/Oxford/Wien, 2001, S.207-208.
- (14) ALBRECHT, Altbayern, S.168.
- (15) 例えば『カンファレンス議事録』第二二項「行商証明書」を巡る議論において、「証明書には…」という表現に「可能であれば」という文言を追記するよう都合されている(Niederschrift, S.20-21)。「カンファレンス覚書」の当該箇所を確認してみると、この文言は記載されていなく(Denkschrift, S.37)。
- (16) Denkschrift, S.7.
- (17) Ebd., S.4. この記述の参照先として「カンファレンス」参加者の一人であるアイヒホフの「ツィクイナ」問題にかんする著作(ICHELE, Hermann, die Zigeunerfrage mit besonderer Berücksichtigung Württembergs, Stuttgart, 1912)が挙げられており、その影響が伺える。
- (18) Niederschrift, S.3-4.
- (19) Ebd., S.5.
- (20) Ebd., S.6.
- (21) Ebd., S.6.

- (22) Ebd., S.7.
- (23) Ebd., S.7.
- (24) Ebd., S.7.
- (25) Denkschrift, S.3.
- (26) Niederschrift, S.1-3.
- (27) Denkschrift, S.4.
- (28) Ebd., S.19-20.
- (29) Niederschrift, S.15-16.
- (30) 当時ベンガルの警察担当であったヘンリーは、人物同定のために導入されたベルティヨン方式で必要なコンマ・ミリ単位の精密さを当地で得ることの困難に対処するため、「一〇本の指の指紋の組合せに注目」し、「きわめて簡便な分類と検索の方式を作り出した」(渡辺公三『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』言叢社、二〇〇三年、二一九頁、一三七〜一三八頁)。
- (31) 林田敏子「イギリス警察と『近代』——ポビー神話の形成と崩壊」林田・大日方、前掲書、二五八〜二五九頁。渡辺、前掲書、一三六頁。
- (32) こうした措置導入の動きは、世紀転換期前後からの刑事警察を中心としたポリツァイの専門化の一環と捉えることもできる(矢野久「ナチス・ドイツにおける住民の警察化——日独比較史の観点から」『三田学会雑誌』一〇二巻四号、二〇一〇年、六五〔六九九〕頁。LUCAS-SEN, Zigeuner, S. 175-176)。
- (33) シンティ・ロマに対する指紋採取措置は乳幼児や老人も対象とされており、保安活動に止まっていなかったという指摘もある(ALBRECHT, Albayern, S.66)。これは、彼らにかんする個人情報を集め、ポリツァイのみならず検察や戸籍役場も含む総合的な情報拠点を構築しようとする動きの表れと考えられる。
- (34) Denkschrift, S.15.
- (35) Niederschrift, S.14-15. じつは、グッセン代表によって「一」の確認項目として軍役を追加することなども提唱されていたが、採用されたかどうかは不明である。
- (36) Denkschrift, S.37.
- (37) Ebd., S.24. この規定にかんしては、各邦国の規定では国籍確認のため逮捕が常に可能ではないという懸念が示され、「その人物は国籍確認のために逮捕される」という文言を「現存する規定に従って国籍確認のために可能な限りその人物を拘束する」へと変更することで合意されている(Niederschrift, S.16-17)。
- (38) Denkschrift, S.36. この規定にかんしては大きな変更は加えられず、引用箇所は原文のまま合意されている(Niederschrift, S.20-21)。
- (39) Denkschrift, S.35. この規定にかんしては、原文のまま合意されている(Niederschrift, S.20)。
- (40) Denkschrift, S.41.
- (41) Ebd., S.41-42.
- (42) Niederschrift, S.23.
- (43) Ebd., S.24.
- (44) Ebd., S.24.
- (45) Ebd., S.24.

(おおたに みる・同志社大学大学院)